

事業費補助金調査票(表)

| | |
|------|------------|
| 補助金名 | 住宅耐震診断等補助金 |
|------|------------|

| | | | | | | |
|----------|------------|----|----|----|----|------|
| 担当課 | 土木部 建築住宅課 | | | | | |
| 科目・事業コード | 会計 | 款 | 項 | 目 | 事業 | |
| | 01 | 08 | 01 | 02 | 20 | — 01 |
| 事業名 | 建築物耐震化促進事業 | | | | | |
| 新規・継続の別 | 継続 | | | | | |
| 補助・単独の別 | 国補 | | | | | |
| 補助の種類 | 事業 | | | | | |

| | | |
|---------|-----|----|
| R2実施計画額 | 980 | 千円 |
| R1 予算額 | 980 | 千円 |
| H30 決算額 | 320 | 千円 |
| H29 決算額 | 160 | 千円 |
| H28 決算額 | 880 | 千円 |
| H27 決算額 | 720 | 千円 |
| H26 決算額 | 312 | 千円 |

| | | | | | | | |
|----------|---|----------|-------|--------|-------------|---|----|
| 事業の趣旨・目的 | 既存建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるため、戸建住宅の耐震診断やマンションの予備診断に対し補助する。 | | | 補助対象者 | 【補助対象者】 | ・市内に木造及び非木造住宅を所有し、自ら居住している者 ・分譲マンションの管理組合 | |
| | 開始年度 | 平成 20 年度 | | | 【補助対象経費】 | 木造・非木造住宅(戸建):耐震診断に要する費用 分譲マンション:予備診断に要する費用 | |
| 根拠法令等 | (市) 成田市住宅耐震診断等補助金交付規則 (国) 社会資本整備総合交付金交付要綱 (県) 住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金交付要綱 | | | 補助率 | 【補助率】 | 木造・非木造住宅(戸建):2/3、上限8万円 分譲マンション:2/3、上限10万円 | |
| 留意事項 | | | | | 【国県等の補助率】 | 国:市補助額の1/2 県:市補助額の1/4 | |
| 決算内訳 | 平成 30 年度決算額等 (単位:千円) | | | 成果指標 | 【近隣自治体の補助率】 | 佐倉市:2/3(上限7.5万円) 四街道市:2/3(上限8万円) 印西市:2/3(上限6.6万円) 白井市:2/3(上限7万円) | |
| | | 金額 | 件数 | | 割合 | 成果指標: 交付件数 | |
| | 全体事業費 | 557 | / | | / | (単位:件) | |
| | うち市補助金 | 80 | 4 | | 14.4% | 年度 | 数値 |
| | うち国補助 | 160 | / | | 28.7% | 平成30年度 | 4 |
| | うち県補助 | 80 | / | | 14.4% | 平成29年度 | 2 |
| 自己負担 | 237 | / | 42.5% | 平成28年度 | 11 | | |

事業費補助金調査票(裏)

| 項目 | | 担当課確認欄 | |
|---------|--|--|--|
| 公益性 | 補助事業の趣旨・目的が公益性のある事業に該当する | エ. その他市民の利益に寄与することができる事業 に該当 | |
| | 市の総合計画に合致する | 成田市総合計画の基本施策に掲げる、「災害などに強いまちをつくる」に合致する。 | |
| 必要性 | 補助事業の趣旨・目的が社会経済情勢や市民ニーズに適合する | はい | 近年、大規模地震が頻発していることから、住宅の安全性に関する市民意識の向上を図ることは、社会情勢に適合する。 |
| | 類似の補助事業はない | はい | |
| 妥当性 | 特定財源控除後の市補助率は1/2以下である | はい | |
| | 近隣自治体と比較した本市の補助水準 | 普通 | |
| 明確性 | 個別の規則が整備されている | はい | |
| | 個別の要綱等が整備されている ※規則が整備されていない場合 | - | |
| | 要綱等に補助事業の趣旨・目的、対象者、対象経費、算定基準が明記されている | - | |
| | 成田市補助金等交付規則に基づき適正に交付している | - | |
| 有効性 | 補助金を交付することによる効果を明確に示す成果指標はあるか | はい | 交付件数 H28年度:11件、H29年度:2件、平成30年度:4件 |
| | 補助金額に見合う効果があると認められるか | はい | 県及び市が策定している耐震化促進計画における住宅の耐震化率の目標値を達成するために有効な手段である。 |
| 補助対象外経費 | 成田市補助金等交付規則運用方針第10条各号に掲げる経費については、補助対象外としている(補助対象外経費) ・補助事業等に直接関わりのない人件費に係る経費 ・慶弔費及び交際費に係る経費 ・懇親会及び飲食に係る経費 ・慰労を目的とした旅費に係る経費 ・入場料等受益者負担で賄うべき経費 ・団体の資産形成(積立金等)につながる経費 ・その他補助することが適当でないと認められる経費 | はい | |
| 課題 | | | |
| 最終評価 | 維持継続 | | |
| 評価者所見 | <p>本事業は、既存建築物の耐震化を促進し、成田市総合計画の基本施策に掲げる「災害などに強いまちをつくる」を推進するため、戸建て住宅の耐震診断やマンションの予備診断に要する費用の一部を補助するものであるが、近年の大規模地震の発生状況や、診断に要する住民負担を軽減し、住宅の耐震化率を向上するためには、市の補助は必要不可欠である。</p> <p>また、補助率についても、本市と同水準で補助している市町が多く、本市の補助水準は適正であることから、今後も継続して補助事業を実施する。</p> | | |